

# ■構内交通安全対策の説明会 次第

●大畠環境安全保健機構長、環境安全保健課 からの安全対策の説明

①安全対策の取り組みについて(趣旨説明)

②これまでの検討の経緯

③構内交通安全対策の説明

※資料: 自転車等の入構登録制の導入と自転車の随時撤去について

④本部構内の駐輪場整備について

※資料は当日配布します。

●質疑応答

## 構内交通安全対策

## 対策：自転車等の入構登録制の導入と自転車の随時撤去について

①京都大学の構成員の方は、登録証の交付を受けてください。

## ■目的

構内の安全を確保するため、駐輪状況の改善を目的とします。そのため、所有者のない自転車(放置自転車)、本学に用務のない方の自転車などを減少させます。

- 効果 ①放置された自転車を随時撤去(リサイクル)するため  
②本学に用務のない方の駐輪を控えていただくため  
③学内構成員の複数台数の所有を控えていただくため  
に、入構登録制の導入を考えています。



また、個々の自転車の所有者が安全意識を向上し、自転車の所有に責任をもっていただけるものと考えます。

- 登録のお願い・本学構成員の方は、登録証の交付を受けてください。また、その際、自転車の安全な乗車やブレーキやライトの整備などの自己点検をお願いしたいと考えています。
- ・自転車・バイクは、歩行者の安全・避難経路確保等のため、指定された駐輪場など、所定の場所に置くようにしてください。
  - ・登録証交付は毎年度行います。新規構成員は、4月に、現在の構成員は、年度末に翌年度の登録証を申請してください。

# 構内交通安全対策

## 対策：自転車等の入構登録制の導入と自転車の随時撤去について

### ②登録の手続きの説明

#### ■登録の手続き

皆さまの所属部局ごとに、学内の生協購買を割り振り、申請書と学生証を添えて申請していただくと、その場で登録証をお渡しする予定です。

登録証は、自転車(ミニバイク)の所定の場所に貼ってください。

登録証には、発行年度、発行構内、通し番号が数字で記入してあり、その数字情報のみの情報をバーコード化し、お渡しする際の学生証のICカードの番号をひもづけさせていただく予定です。その目的は、おひとり1枚の配布を行うためです。バーコードには、個人が特定できる情報はありません。

大学生協購買部での発行を想定

大学事務担当者

#### 申請書の内容(案)

- 安全宣言 ■安全運転の宣言します  
■ブレーキやライトの点検しています  
■自転車、バイクは定められた駐輪場へ、  
自転車盗難防止のためロックします  
(学生便覧より)
- アンケート ■通学、通勤に利用するのですか？  
                  ■キャンパス間移動に利用するのですか？  
                  ■通勤届や手当と同じですか？(教職員の方)
- 誓約 ■自転車は放置しません。  
■新年度の許可証の交付をうけず、●●日  
          過ぎて、撤去された場合は、所有権を  
          放棄します。  
(所属先 氏名のサイン)



入構登録証の申請書を指定の窓口  
に出し、学生証や職員証を提示す  
る

入構登録証の発行  
データを大学で管理

入構登録証のバーコードと学生証  
や職員証を関連付けてデータ保  
存

自転車等利用者は入構登録証を指  
定の位置に貼り付ける



## 構内交通安全対策

### 対策：自転車等の入構登録制の導入と自転車の随時撤去について

#### ③放置しないで、リサイクルしましょう。

現在、吉田キャンパスでは、駐輪してあるすべての自転車に所有者確認のために、張り紙を行い、2千数百台の所有者不在の自転車を、構内ごとや部局ごとに集積し、処分前に車体番号や防犯登録番号を調べて、盗難確認を警察に依頼してから、最終処分を行っています。その手続きには、3カ月程度の期間をかけています。  
(本部構内の場合は、6月に張り紙、最終処分は9月です。この間、数か月は、構内に放置されたままの状態になります)



#### ■ 年度末に大規模にリサイクルを行います。翌年に放置せず、リサイクルしましょう。

- ・構内ごと、部局ごとに行っている放置自転車処分の業務を「自転車のリサイクル」として協働作業を行います。
- ・リサイクルコーナーを設け、手続きを簡略化して、リサイクルを推進します。登録制により、リサイクル手続きを簡易に行い、待ち時間なくリサイクルできます。

#### ■ 放置された自転車の対応を随時行います。

- ・新しい年度の登録証がない自転車については、複数回の放置自転車処分対応を行い駐輪場の占拠がないように対応します。

# 構内交通安全対策

## 対策：自転車等の入構登録制の導入と自転車の随時撤去について

### ④Q&A

#### ■駐輪登録証の発行対象者はだれですか？

- ・自転車の駐輪許可証発行対象者は、すべての本学構成員とサプライチェーンで本学に営業所を有する業者の方  
本学学生等  
本学教職員等(公共交通機関で通勤手当を支給されている方は除く)  
本学構内に営業施設を有する業者  
※原動機付き自転車(50CC)は自転車として取扱います。



#### ■登録証で自転車の持ち主が容易に特定できるか

- ・バーコードは、シールに記入する予定の数字(年度、構内番号、通し番号)の情報のみであり、バーコードを読み取っても個人の情報はわかりません。また、配布の際に本人確認のためのICカードの個人番号を提示いただく予定ですが、それから個人情報を検索することは、そのための申請を必要とするため、安全な管理と言えます。

#### ■一般の方で本学に用のある方の駐輪はどうするのですか？

- ・本部構内の場合ですが、外来用の駐輪可能な場所を時計台記念館前の広場の東西やその他複数箇所設定します。もし、外来者の方が、所定の場所や駐輪場以外のところに駐輪された場合は、移動させていただくことがありますので、ご理解を得れるように、広報していきたいと思えます。

#### ■登録証の無い自転車に対してはどのように処置されるのですか？

- ・駐輪場・バイク専用置場以外に駐輪・駐車している場合は、教職員や交通整理員にて、最寄の駐輪場に移動させることがあります。また、登録証の無いまま頻りに駐輪・駐車しているような場合は、教職員や交通整理員から、張り紙などで警告させていただき、チェーンで施錠することになるかもしれません。
- ・駐輪場、バイク駐車場は、現地での表示(舗装面のライン引き)と駐輪場マップの配布やホームページでの掲載で周知してまいります。